

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 〔法規的批示〕

- 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令
- （経済産業・環境一）

## 〔人事異動〕

- 内閣 法務省

## 〔官庁報知〕

- 日本国に帰化を許可やむ件  
(法務省告示配五)

## 〔公 告〕

- 予じむ・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第八条第一項に規定する、(J)も家庭庁長官が定める率
- （J)も家庭庁四）

## 〔官 庁 報 知〕

- ◇国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令 (政令第三号) (農林水産省)  
1 政令で指定する生活関連物資等としての米穀の指定の解除等

## 〔官 庁 報 知〕

- ◇国民生活安定緊急措置法 (昭和四十八年法律第二百二十一号) 第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等を米穀とする規定を削除するとともに、これに伴い、米穀の転売の禁止及びこれに関する罰則に係る規定を削除する。(第二百二十一号)

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 政令は、公布の日の翌日から施行する。  
(附則第一項関係)

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 施行期日等

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 この政令は、公示の日から施行する。  
(附則第一項関係)

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備することともに、関係政令の規定を整備する。  
(附則第二項及び第三項関係)

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 2 本号で公布された法令のあらまし

## 〔官 庁 報 知〕

- 1 本号で公布された法令のあらまし

(3) (2)の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に口に掲げる額を口に掲げる額で除して得た子ども・子育て支援納付金所得割率を乗じて得た額とする。ただし、当該後期高齢者医療広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、当該被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、(6)の子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。(第十八条第一項第九号関係)

イ (7)口の所得割額

ロ 被保険者につき算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

(4) (2)の被保険者均等割額は、(7)ロの被保険者均等割額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。(第十八条第一項第十一号関係)

(5) 子ども・子育て支援納付金所得割率及び(4)の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であるものとする。(第十八条第一項第十二号関係)

(6) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、二万千円を超えることができないものとする。(第十八条第一項第十三号関係)

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額の基準は、イ及びロのとおりとする。

イ 子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該年度の(イ)に掲げる合計額の見込額から(ロ)に掲げる合計額の見込額を控除して得た額を第十八条第三項第一号の予定保険料収納率で除して得た額とする。(第十八条第四項第一号関係)

(イ) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

(ロ) 調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）のための収入の額（負担対象額の一部を除く。）の合計額

ロ 子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率を乗じて得た額とする。（第十八条第四項第二号関係）

## 2 賦課限度額

後期高齢者医療制度の基礎賦課額に係る賦課限度額を八十万円から八十五万円に引き上げる。(第十八条第一項第七号関係)

## 3 低所得者に対する減額措置に係る判定基準

所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の十分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乘ずる金額を三十万五千円から三十一万円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の十分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乘ずる金額を五十六万円から五十七万円に引き上げる。(第十八条第五項第一号及び第四号関係)

## 4 その他

その他所要の改正を行う。

## 第2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

1 特別調整交付金の総額は、調整交付金基礎額の十分の一に相当する額及び子ども・子育て支援納付金の額の見込額の百二十分の一に相当する額の合計額とする。(第六条第五項関係)

2 令和八年度及び令和九年度における後期高齢者負担率は、百分の十三・二七とする。(第十二条の二関係)

## 3 財政安定化基金拠出金の額の算定方法等

(1) 特定期間ににおいて都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、当該特定期間にについて、当該後期高齢者医療広域連合の療養の給付等

に要する費用の額の見込額に基礎財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た基礎拠出額及び当該特定期間における各年度の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額の見込額に各年度ごとの子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合を乗じて得た子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額の合計額から高齢者の医療の確保に関する法律第百六十六条第七項に規定する収入の見込額の三分の一に相当する額を控除して得た額とする。(第十九条第一項関係)

(2) 子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率は、各都道府県の当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）及び基金事業貸付金の見込額（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）の合計額から各都道府県の当該年度における基金事業借入金の償還金の見込額（子ども・子育て支援納付金関係に限る。）を控除して得た額の三分の一に相当する額を、当該年度における各後期高齢者医療広域連合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額で除して得た数等を勘案して、厚生労働大臣が定める率とする。(第十九条第三項関係)

(3) 財政安定化基金拠出金の額のうち特定期間の初年度において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する額は、基礎拠出額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。(第十九条第四項関係)

(4) 特定期間の初年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、後期高齢者医療広域連合から徴収する基礎拠出額及び国が負担する基礎拠出額の合計額を控除して得た額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。(第十九条第六項関係)

(5) 初年度において国が負担する額は、基礎拠出額の二分の一に相当する額以上の額及び当該年度の子ども・子育て支援納付金拠出額の合計額とする。(第十九条第八項関係)

4 令和八年度及び令和九年度における出産育児支援金率は、百分の七・四四とする。(第二十七条の二関係)

## 第3 施行期日等

1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一項関係)

2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

### 第一条

高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十八条第四項第一号」を「第十八条第五項第一号」に、「第十八条第六項第二号及び第三号」を「第十八条第一項第三号及び第四号」に改め、同条第五項第三号中「第十五万円」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」を「第二号」に、「算定した当該特定期間」を「算定した特定期間」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号たゞし書中「第四号」を「第五号」に、「保険料の賦課額」を「基礎賦課額」に、「当該賦課額」を「当該基礎賦課額」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号を「第十八条第一項第六号中「第一号」の基礎賦課額」に、「八十万円」を「八

令和八年一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

### 政令第三号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百二十一号)第二十六条第一項、第三十一

条及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法(以下「法」という。)」に改め、同条を第一条とし、第四条を第一条とし、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

第七条を削る。

第一条及び第二条を削る。

第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法(以下「法」という。)」に改め、同条を第一条とし、第四条を第一条とし、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

第七条を削る。

### 附 則

#### (施行期日)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

#### (経過措置)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条第一項第一号中「第六条第一項」を

別表第一「国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号)」の項中「第六条第一項」を

「第四条第一項」に改める。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

### 政令第四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九十五条第一項、第一百二項、第一百四条第二項、第一百六条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第一百二十四

条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九十五条第一項、第一百二項、第一百四条第二項、第一百六条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第一百二十四

条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

#### イ 第四項第二号の所得割額

口 被保険者(被扶養者であつた被保険者を除く。)につき厚生労働省令で定めるところにより

算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所

得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中離損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

十一 第八号の被保険者均等割額は、第四項第二号に規定する被保険者均等割額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額であること。

十二 子ども・子育て支援納付金所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額

は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であること。

十三 第一号の子ども・子育て支援納付金賦課額は、二万千円を超えることができないもので

あること。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担

金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九十五条第一項、第一百二項、第一百四条第二項、第一百六条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第一百二十四

条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

